

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付企画調整係 御中

氏名 (法人又は団体の場合は名称)	(ふりがな) とくていひえりかつどうほうじん ACE 特定非営利活動法人 ACE
住所 (法人又は団体の場合は所在地)	110-0005 東京都台東区上野六丁目 1 番 6 号 御徒町グリーンハイツ 1005 号
電話番号	03-3835-7555
メールアドレス	advocacy@acejpan.org
御意見・理由 ※1つの御意見につき1ファイルとし、御意見が複数ある場合は、それぞれファイルを分けて御記入ください。	次ページ以降に記載  (該当箇所のページ番号)  (御意見)  (理由)

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

■全体的なコメントと提言

こども基本法の基本理念でもあり、子どもの権利条約の原則のひとつでもある「子どもの意見尊重」について、政府として大きな舵を切り、こどもまんなか社会の実現に向けた具体的施策を打ち出していただいたことを高く評価する。そうした姿勢を社会全体に伝播させるため、子どもの権利条約・こども基本法の社会全体へのコミュニケーション及び関係者への研修は質・量の拡充が不可欠と考える。

こども家庭庁の任務には「こどもの権利利益の擁護に関する事務」があり、また「行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画・立案・総合調整に関する事務」をつかさどる立場にある。また、こども大綱は政府のこども施策全体を網羅すべきであり、各省庁における関連する取組についてもこども基本法の理念が徹底されるよう、各省庁へこども基本法理念の周知、及び子どもに関連する所掌事務に関する情報共有・意見交換を行う関係省庁連絡会議を設置し、定期開催すべきと考える。

子どもの権利保障の「差別の禁止」という観点において、自治体の子育て関連施策の受益者負担額の格差(医療、福祉、教育等)にも目を配るべきである。「中間整理」の「第33(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減」や「第43(5)安定的な財源の確保」でも述べられているが、国として家庭の子育てに関する経済的負担の軽減、そのための予算・財源の確保はこどもまんなか社会実現のため急務である。

■子どもの権利を周知する研修について

【該当箇所のページ番号】 p14 5～8行

1 ライフステージに縦断的な重要事項

(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

「保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。」

【意見】

以下の下線部の文章への変更を提案する。

「保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に直接携わるおとなに加え、行政や司法にかかわる職員にも、子どもの権利の理解及び権利保障の実践に向けた研修を行い、定期的研修に組み込む。また広く社会に対しても……………」

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

## 【理由】

子どもの権利侵害は、社会のあらゆる場面で発生していることから、子どもの権利については、子どもにかかわる人だけでなく、広く社会全体の人びとを啓発していくことが重要である。特に子どもにかかわる人は、専門家やボランティアを問わず、子どもの権利を理解し、現場で実践できることが重要である。

また、子どもの権利条約を批准している我が国として、デューティーベアラー(責務履行者)となる国・自治体及びその職員への周知徹底は重要となる。国家公務員・地方公務員をはじめ、教育分野(私立・公立学校の教職員、スクールソーシャルワーカーなど)や福祉分野(児童相談所、一時保護所の職員など)だけでなく、司法関係者(裁判官、弁護士など)、並びに子どもに関わる専門職への定常研修に子どもの権利保障を含めるべきと考える。

これら以外にも、子どもにかかわっている民間組織、企業、地域団体(要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会、自治会、子ども会など)、子ども食堂・子どもの居場所などの運営者やボランティア、などにも子どもの権利について確実に周知する必要がある。

## ■相談支援について

【該当箇所のページ番号】 p14 9～10行

## 1 ライフステージに縦断的な重要事項

(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方自治体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。」

## 【意見】

11行目以降に以下の文章の追加を提案する。

「また、子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書の批准、国全体で子どもの権利保障を推進するための公的第三者機関の設置を検討する。」

## 【理由】

「中間整理」の各所において(こども・若者の自殺対策、いじめ防止、ひとり親家庭への支援など)、相談支援の情報提供や体制強化などが述べられている。それぞれの分野での相談体制の強化はもちろん重要であるが、課題ごとにいくつもの相談窓口があると、ひとつひとつの相談窓口についての周知が必要で、相談する側はどこに相談すればいいのか迷うところある。相談先をたらい回しにされるケースも想定される。特に、子どもにとって適切な相談先を見つけるための情報収集が難しい。

子どもコミッショナーのような、子どものあらゆる声を聴く公的第三者機関があれ

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

ば、どんな課題に対しても、迅速に相談への対応を行うことが可能である。

さらに、日本は子どもの権利条約と2つの選択議定書を批准しているが、通報手続きに関する選択議定書を批准していない。批准に向けた検討を開始するなど、今後の見通しを記述すべきである。

【参考】相談体制の強化が書かれている個所(詳細はこの意見書の最後に記載)

- ・p10 35～38行 ～ p11 1～2行「相談支援の情報を知らない」
- ・p15 17～30行「相談体制の整備等に努める。」
- ・p15 34～38行 ～ p16 1行「支援体制を構築する。」
- ・p16 17～20行「相談支援や就労支援等を推進する。」
- ・p17 13～16行「相談支援の充実」
- ・p18 31～35行「相談窓口の周知などに取り組む。」
- ・p21 23～24行「相談支援、自立支援を推進する。」
- ・p22 6～8行「相談窓口の一層の周知」「支援体制の充実のための取組を推進する。」
- ・p22 16～17行「相談体制の強化を図る。」
- ・p25 25～30行「普及啓発・相談支援を進める。」「相談支援等を進める。」
- ・p26 14～18行「相談先の確保」
- ・p27 7～9行「指導・相談体制の充実を図る。」
- ・p29 22～25行「相談やプッシュ型の情報提供を行う。」
- ・p30 22～29行「様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。」「相談支援を行う。」「相談支援や取決めの促進について強化を図る。」
- ・p35 24～25行「相談支援を強化する。」

■こども基本法について学校を通じた子どもへの周知について

【該当箇所のページ番号】 p15 1～15行

(こども・若者が活躍できる機会づくり)

【意見】

17行目以降に以下の文章の追加を提案する。

「こども・若者が、社会参加をするきっかけの場ともなる教育機関においても、こども基本法の基本理念が尊重されるよう、その浸透を図る。」

【理由】

子どもの権利条約批准時には文部科学省から通知(文初高第149号 平成6年5

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

月 20 日付け、文部事務次官通知)が出されたが、こども基本法の施行にあたってはそうした通知が文部科学省から出されていない。子どもが多く時間を過ごす教育現場でこそ、こども基本法にかかげる理念・精神が尊重されるべきであり、教育機関への趣旨の徹底を図る通知を出すべきだと考える。

■こども・若者のセーフゲーディングについて

【該当箇所のページ番号】 p20 13 行 ～ p21 31 行

(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【意見】

(子ども・若者のセーフゲーディング)という項目の追加を提案する。

「こどもが過ごす場所において、災害、事故、暴力、怪我、不適切行為などを未然に防ぐためにセーフゲーディングの考え方と実践を広めていく。セーフゲーディングとは、組織の関係者による虐待や搾取など、子どもの権利を侵害する行為や危険を防ぎ、安全・安心な活動と運営をめざす取り組みで、子どもの安全にかかわる疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む。」

【理由】

政府が「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)」の導入を検討されていることを歓迎する。(p21 4～5 行)

しかし、「日本版 DBS」は、性犯罪歴等をもつ人を採用しないようにする取組で、子どもの日々の生活の場での安全・安心が守られる訳ではない。学校、学童、児童館、塾、習い事、地域、居場所などで、災害、事故、暴力、怪我、不適切行為などを未然に防ぐためにセーフゲーディングの考え方と実践を広めていくことも重要である。

セーフゲーディングとは、組織の関係者による虐待や搾取など、子どもの権利を侵害する行為や危険を防ぎ、安全・安心な活動と運営をめざす取り組みで、子どもの安全にかかわる疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む。

■子どもが犯罪に使用されることへの防止について

【該当箇所のページ番号】 p21 22～31 行

(非行防止と自立支援)

「こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援を充実させる。」

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

## 【意見】

この項目の初め(23行)に以下の追加を提案する。

「こども・若者が、闇バイトなどによって犯罪に使用されるケースが多発している。そのほとんどが高額の収入に惹かれ、軽い気持ちで応募している。個人情報を知られたため、辞めたくても辞めさせてもらえない状況となった場合もある。このような犯罪行為を未然に防ぐために、働くことの意味や働く人の権利などを含む労働者教育を義務教育の段階で行うことが重要である。」

以下の下線部の追加を提案する。(26～27行)

「少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援(労働者教育を含む)を充実させる。」

## 【理由】

高校生、未成年、若者などが闇バイトで犯罪に巻き込まれるケースが、多発している。特殊詐欺の受け子・出し子のみならず、強盗にも関与し、逮捕された事案も少なくない。「高収入、即日即金、短期バイト」などは、こども・若者にとって魅力ある仕事に見え、リスクがあることを知らずに応募してしまいがちである。

当団体は、子どもが危険有害な仕事に雇われないように、中学生向け、高校生向け、おとな向けに啓発資料を作成し、全国の学校などに配布している。少年院では、「知ってる？働く人を守るルール」(中学生向け)が副読本として採用されており、入所者への講座で行うワークショップを開発し、職員研修を行うことになっている。

子どもが犯罪に使用されることや、少年院を退所後の再犯を防ぐために教育や情報提供が必要だと考える。

■外国にルーツをもつ子どもの教育への権利保障

【該当箇所のページ番号】 p24 9～12行

2 ライフステージ別の重要事項

(2)学童期・思春期

(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

「全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。」

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

## 【意見】

「全てのこども」に脚注の追加を提案する。

脚注:「外国にルーツをもつ子どもも含む」

## 【理由】

日本に居住している外国にルーツをもつ子どもについても、日本政府は子どもの権利を保障しなければならない。「中間整理」では、「外国につながる子ども」について3か所で(p9 2行、p15 13行、p23 14行)、触れられているが、十分とは言えない。

特に、外国にルーツをもつ子どもについては、義務教育化されていないために、また学校での支援体制が不十分であるために、学校へ行かない場合がある。就労最低年齢以下の子ども親と一緒に働いていたことから、雇用者が逮捕されるという事案も発生している。

こども大綱では、日本国籍の子どもだけでなく、日本に住む外国にルーツをもつ子どもの権利も保障するものであることを明記すべきだと考える。

## ■教育委員会・学校によるいじめ対応について

【該当箇所のページ番号】 p26 19～22行

## 2 ライフステージ別の重要事項

## (2)学童期・思春期

## (いじめ防止)

「いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は困難であることも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。」

## 【意見】

23行目以降に以下の追加を提案する。

「さらに、学校や教育委員会などすべての関係者を対象とし、子どもの権利が守られた対応が行えるように研修を徹底する。」

## 【理由】

これまでの学校や教育委員会によるいじめへの対応には、子どもの権利条約に反し、子どもの最善の利益を考慮していないような、学校や教育委員会の保身とも捉えられる対応が多々見られた。学校長や教育委員会に報告がされていない、報告が遅い、いじめについて調査しない、いじめを認めないなど、いじめが報告されても適切な

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

対応が行われていないなど、さまざまな課題が報道されている。

学校や教育委員会などすべての関係者は、子どもの権利について内容を理解するだけでなく、子どもの権利を守った対応が実践できるところまで、研修を徹底する必要がある。

■労働者教育の必要性①

【該当箇所のページ番号】 p27 10～13行

2 ライフステージ別の重要事項

(2)学童期・思春期

(高校中退の予防、高校中退後の支援)

「高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。高校を中退したこどもの高校への再入学・学び直しを支援する。」

【意見】

以下の下線部の文章の追加を提案する。

「……………。高校を中退したこどもの高校への再入学・学び直しを支援するとともに、就労するこどもへは、労働基準法など働く人を守るルールを含む労働者教育を提供する。」

【理由】

高校を中退した子どもの就学・就労支援に触れられているものの、基本は復学・就学を念頭に置いている。割合は少ないが、中学校卒業後に就職する子どもや進路未決定からアルバイト就労などを始める子どももいる。

いわゆるブラックバイトやブラック企業によって違法な労働環境で年少者を雇用している事業場数が、毎年労働基準監督局より報告されている。労働者の権利を知らないが故に、違法であることすら認識できない。また、経済的搾取やパワーハラスメントにあえば、離職へとつながっていく。すべての雇用主が労働基準法などの法律を熟知し、年少者を雇用しているわけではないことを考えれば、こどもが自分の身を守るための情報や手段を提供しておくことが必要である。

■労働者教育の必要性②

【該当箇所のページ番号】 p28 3～5行

(3) 青年期



「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)

「離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。」

【意見】

以下の下線部の追加を提案する。

「……………また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援(労働者教育を含む)に取り組む。」

【理由】

前述したように、職場で不当な扱いを受けることは離職につながる。雇われているという弱い立場から雇用主に対して声を挙げることは容易ではないが、労働者の権利についての知識がなければ、法令違反であるということも知らずに違法な労働環境で働かされることになる。学校において、労働基準法や社会保障について詳しく説明する授業が必ずしも行われていないという状況から、労働者を守る権利と相談窓口についての情報を提供する必要がある。

■ILO との連携

【該当箇所のページ番号】 p38 33～34 行

3 施策の推進体制等

(4) 国際的な連携・協力

「国連児童基金(ユニセフ )やOECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献して いくとともに、連携を強化する。」

【意見】

以下の下線部の追加を提案する。

「国連児童基金(ユニセフ )、国際労働機関(ILO)、OECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献して いくとともに、連携を強化する。」

【理由】

日本も批准している ILO 第 182 号条約では、最悪の形態の児童労働として次の 4 つのカテゴリーが示されている。①強制労働、現代奴隷、人身取引、債務労働など、②買春、ポルノに子どもを使用、③犯罪など不正な活動に子どもを使用、④その他の危険有害労働(労働基準法第 62 条、第 63 条、年少者労働基準規則第 7 号、第 8 号、第 9 号で就業制限が定められている)。

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

これら最悪の形態の児童労働を含む年少者にかかわる労働基準法違反が、毎年報告されており、SDG 8.7 に掲げられている児童労働の撤廃も重要な課題である。

また、おとなのディーセントワークや、ビジネスと人権についても、ILO との連携や国際協力が欠かせないと考える。

【参考】

■相談支援について

【該当箇所のページ番号】 p14 9～10行

【参考】相談体制の強化が記載されている箇所(詳細)

・p10 35～38行 ～ p11 1～2行

第2 こども施策に関する基本的な方針

(4)良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

・p15 17～30行

(こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップの解消)

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を拓げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等に努める。

・p15 34～38行 ～ p16 1行

(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプシ

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

ヨンケアを推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながれるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

・p16 17～20 行

(慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

・p17 13～16 行

(4)こどもの貧困対策

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子父子寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

・p18 31～35 行

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

また、虐待による死亡事例(心中以外)の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に思い悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が予期せぬ妊娠に悩む若年女性など、支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

・p21 23～24 行

(非行防止と自立支援)

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

・p22 6～8 行

(こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

・p22 16～17 行

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)  
不妊症や不育症、また、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

・p25 25～30 行

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)  
こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアしたり、自らに合ったサポートが得られるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。  
予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

・p26 14～18 行

(いじめ防止)  
いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。

・p27 7～9 行

(高校中退の予防、高校中退後の支援)  
高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。

・p29 22～25 行

(2)地域子育て支援、家庭教育支援  
地域の中で保護者の子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談やプッシュ型の情報提供を行う。体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

・p30 22～29 行

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する御意見

(4)ひとり親家庭への支援

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

・p35 24～25行

(3)地域における包括的な支援体制の構築・強化

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。